

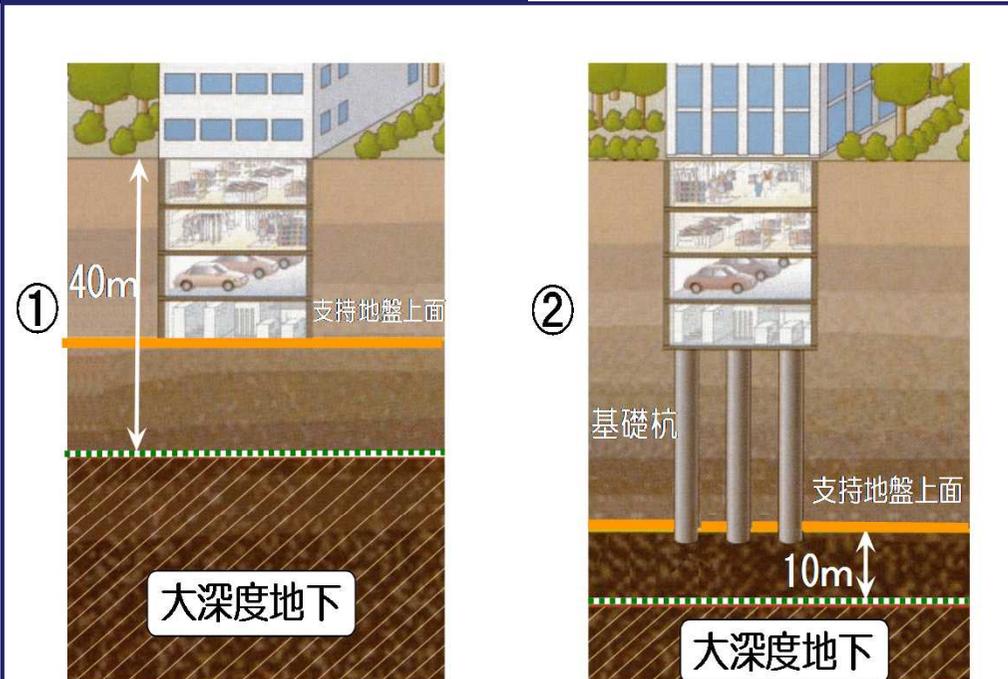
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業の 大深度地下使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課
平成31年1月

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(河川事業、道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

大深度地下の範囲(法第2条等)

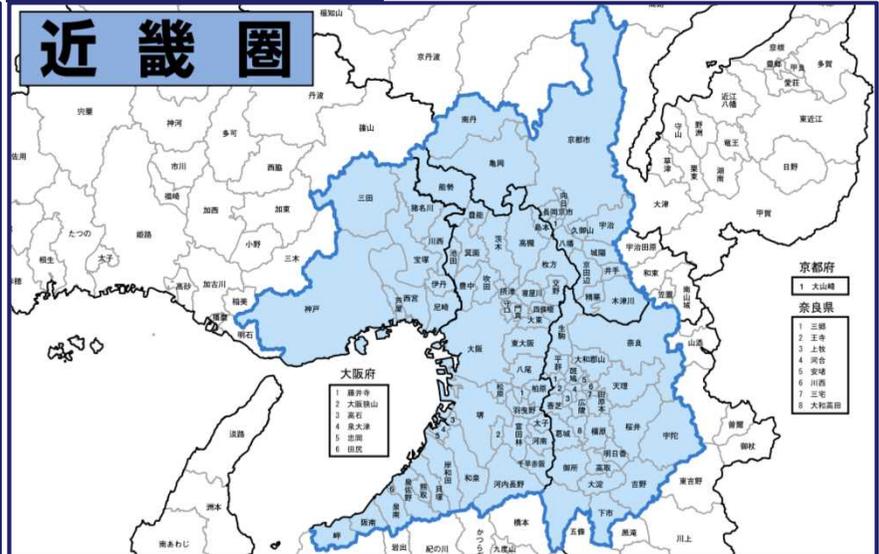


地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

対象地域(法第3条等)



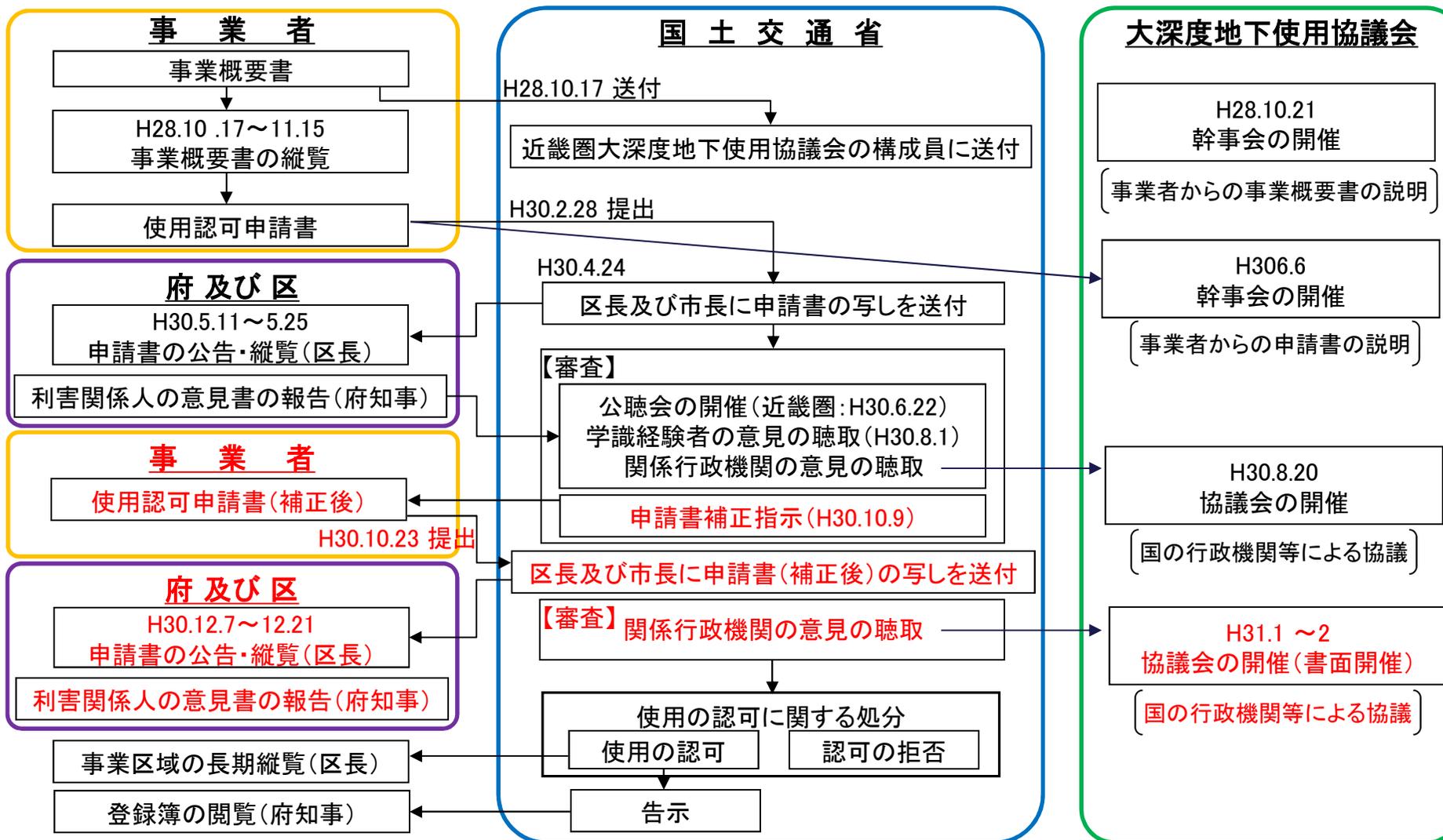
京都府	京都市の一部(旧京都市) 大山崎町	宇治市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	書津市の一部(旧京田辺市) 八木町	木津川市
大阪府	大阪市 枚方市 箕面市 交野市 太子町	堺市 茨木市 柏原市 大阪狭山市 河南町	岸和田市 八尾市 羽曳野市 大阪狭山市 千早赤阪村	豊中市 泉佐野市 門真市 島本町	池田市 富田林市 摂津市 豊能町	吹田市 寝屋川市 高石市 能勢町	泉大津市 河内長野市 藤井寺市 忠岡町	高槻市 松原市 東大阪市 熊取町	貝塚市 大東市 泉南市 田尻町	守口市 和泉市 四条畷市 岬町
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	
奈良県	奈良市の一部(旧奈良市) 葛城市 高取町	大和高田市 (旧大和町、東御所町、穂原町)	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市の一部(旧五條市) 御所市 斑鳩町 安堵町 吉野町	生駒市 川西市 大淀町	香芝市 三宅町 下市町	田原本町

※近畿圏整備法の既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にある市町村の区域

大深度地下使用の認可に関する処分の手続について

近畿圏大深度地下使用協議会における協議の実施(法第7条)を通じた関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べるができる。



※朱書部は、前回の協議会からの変更点。

利害関係人の意見書の概要及び公聴会の概要

利害関係人の意見書の提出(法第20条)

申請書の縦覧期間：平成30年5月11日から5月25日まで

意見書の提出総数：3件

申請書(補正後)の縦覧期間：平成30年12月7日から12月21日まで

意見書の提出総数：1件

公聴会の開催(法第20条)

開催の日程：平成30年6月22日(金)

公述の件数：4件(うち、事業者1件)

※公述希望の申出が公述可能な件数以内だったため、公述を希望する者全員公述を行った。

利害関係人からの意見書及び公聴会の公述の主な意見 要旨	関係する使用の認可の要件(法第16条)
<ul style="list-style-type: none"> ・水害、浸水対策として、早く実現してほしい。 ・水害を被っている地域に、寝屋川流域の降雨が集まると被害が増大することが懸念される。放流はけ口の位置、大深度地下ラインや放水路ポンプ場建設の変更を検討してもらいたい。 	公益上の必要性(第3号)
<ul style="list-style-type: none"> ・淀川左岸線延伸部のトンネルと近接するが、工事中や建設後の安全性、責任体制、近接部の長期的なトンネルの位置変動の予測と対策はどうなっているのか。 ・本事業と淀川左岸線延伸部の両者を合わせて住民説明会を行ってほしい。 ・地権者に対して戸別に説明したのか。 ・近年のトンネル事故、陥没事故を教訓に対策しているのか。 ・地下水の事後調査について、過去の事例なども含めて説明してほしい。 ・地上への低周波等の影響を調べるため、事前・工事中・供用時の調査・測定が必要である。 ・環境アセスメントがないという根拠は何か。事業範囲が小さいので環境アセスメントは行わないの話だったが、補正で事業範囲が広がり、事業範囲が小さいとは言えなくなるのでは。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下70mでの工事中の事故での救急、避難対策は十分なのか。 ・工事範囲は多くの地下水脈を横断することになるが問題ないか。 ・工事車両の影響について問題ないか。 ・本事業と淀川左岸線延伸部の各施設の整備による被圧地下水の影響を明らかにすべき。 	基本方針への適合(第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・事業の円滑な遂行のための方策 ・安全の確保 ・環境の保全

※上記以外に、申請区間外の工事、事業損失、地価下落、権利制限等に関する意見があった。

※朱書部は、申請書(補正後)の縦覧期間中に提出された意見書の主な意見。

●大深度地下の特定、地下水への影響、地盤変位に関すること(口頭による意見聴取)

開催日：平成30年8月1日(水)

出席者：早稲田大学理工学術院教授 岩波 基
(50音順 敬称略) 京都大学名誉教授 大西 有三
東京工業大学名誉教授 日下部 治

意見聴取項目：大深度地下の特定について
地下水への影響について
施設設置による地盤変位について

意見聴取の主な内容について

○意見聴取項目に関して、事業者が実施した調査、環境予測及び評価の内容については、妥当であると考えます。なお、事業実施に当たり、事業者においては、以下の項目について留意されたい。

- ・環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計・施工・維持管理を確実に実施すること
- ・モニタリングとして、工事中及び工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと。